

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空ユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和元年 6 月 5 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する日本航空株式会社及び株式会社 J A L エンジニアリングの全職場（別記の都道府県）

3 要求事項

夏季一時金等

令和元年 6 月 3 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
千葉県	東京都	新潟県
愛知県	大阪府	和歌山県
島根県	岡山県	広島県
山口県	香川県	愛媛県

福 岡 県
大 分 県
沖 縄 県

長 崎 県
宮 崎 県

熊 本 県
鹿 児 島 県